

## 桑名市子ども・子育て支援事業計画（仮称）の骨子案

### 留意点

#### 【本骨子案について】

- 主に計画の構成や項目、主な記述内容等をご確認いただくために作成しており、詳細については引き続き検討を行います。

#### 【計画名称について】

- 子ども・子育て支援法第61条第1項に規定する「市町村子ども・子育て支援事業計画」であるため、『・・・事業計画（仮称）』としておりますが、市民の皆様にも親しみやすく、本市の子ども・子育て支援施策を総合的に推進するための計画にすること等を踏まえて、計画名称を検討する必要があります。

平成26年8月

## 【全体構成】

### 第1章 計画策定にあたって

1. 計画策定の背景
2. 計画の位置づけ
3. 計画期間
4. 計画の策定体制と手法



### 第2章 桑名市の子ども・子育て支援を取り巻く状況

1. 人口や世帯等の状況
2. 子ども・子育て支援施策等の状況

### 第3章 ニーズと課題

1. 子ども・子育て支援に関するニーズ調査
2. ヒアリング・ワークショップ
3. 課題のまとめ

### 第4章 計画の基本的な枠組み

1. 基本理念
2. 施策の基本目標
3. 最重点プロジェクト
4. 施策の体系

### 第5章 取り組むべき施策の展開

1. 【施策の基本目標①】子どもが主人公！ここで生まれ育って良かったと思えるまちに
2. 【施策の基本目標②】育てる側を育て支える！ここで子育てしたいと思えるまちに
3. 【施策の基本目標③】地域の子育て力！ここで育ち合い、支え合えるまちに
4. 最重点プロジェクト

### 第6章 目標事業量

### 第7章 計画の推進

1. 計画の推進体制
2. 計画の進行管理

資料

# 第1章 計画策定にあたって

## 1 計画策定の背景

### (1) 少子化の現状

- わが国の合計特殊出生率は、戦後の第1次ベビーブーム期以降急速に低下を続け、平成元年にはそれまで最低であった昭和41年（丙午：ひのえうま）の数値を下回る1.57を記録し、平成17年には過去最低となる1.26まで落ち込みました。その後は微増傾向であり、平成25年の合計特殊出生率は1.43となりましたが、分母となる15歳から49歳の女性が減少していることなどから、出生数は減少を続けています。現在の人口を保つための合計特殊出生率は2.07と言われており、わが国の人口は減少しつつあります。
- 全国的に進む少子高齢化は、経済の発展を停滞させ、活力のない社会を招くとともに、子どもの成長にさまざまな影響を与えることが懸念されています。

※グラフ等のデータも掲載

### (2) 子どもの育ち及び子育てをめぐる環境

- 近年、核家族化の進展や地域のつながりの希薄化により、近隣の住民等から日々の子育てに対する助言、支援や協力を得る事が困難な状況となっています。
- 兄弟姉妹の数の減少により、自身に子どもができるまで赤ちゃんに触れ合う経験が乏しいまま親になることが増えています。
- 女性の活力による経済社会の活性化の視点から、仕事と子育ての両立を希望する人々を支援する環境の整備が求められています。
- 父親の子育てへの参画に関する意識や意欲は高まってきているものの、子育て期の父親の家事・育児時間は、諸外国に比べ、依然として少ない時間にとどまっています。
- 子育ての負担や不安、孤立感が高まっている状況の中で、子どもの心身の健やかな発達を妨げ、ひいては生命をも脅かす児童虐待の防止が急務です。

### (3) 国の取り組み

- 次世代を担う子どもを育成する家庭を社会全体で支援する観点から、平成15年7月に地方公共団体及び企業における10年間の集中的・計画的な取組を促進するため、

「次世代育成支援対策推進法」が制定され、地方公共団体及び事業主が、それぞれ行動計画を策定し、実施していくこととしました。

- 平成22年1月、少子化社会対策会議を経て「子ども・子育てビジョン」が閣議決定されました。このビジョンでは、これまでの「少子化対策」から「子ども・子育て支援」へと視点を移し、社会全体で子育てを支えるとともに、「生活と仕事と子育ての調和」をめざすこととされ、平成26年度までの数値目標が掲げられました。
- 平成24年3月、「子ども・子育て新システム関連法案」が閣議決定され、その財源となる消費税増税法案とともに国会に提出され、社会保障・税一体改革関連法案として一括審議されました。そして、自民・公明・民主の三党合意により、平成24年8月、「子ども・子育て支援法」「認定こども園法の一部改正法」「子ども・子育て支援法及び認定こども園法の一部改正法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」の子ども・子育て関連3法が成立しました。この法律に基づく「子ども・子育て支援新制度」には、次の項目などが盛り込まれています。
  - ①認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付の創設
  - ②認定こども園制度の改善（幼保連携型認定こども園の改善等）
  - ③地域の実情に応じた子ども・子育て支援（利用者支援、地域子育て支援拠点、放課後児童クラブなどの「地域子ども・子育て支援事業」）の充実
  - ④子ども・子育て会議の設置
- また、市町村には子ども・子育て支援事業計画、都道府県には子ども・子育て支援事業支援計画の策定を義務付けています。

＜少子化対策・子ども・子育て支援施策の動向＞

平成2年	1.57ショック
平成6年	12月 「今後の子育て支援のための施策の基本的方向について」（エンゼルプラン）、「当面の緊急保育対策を推進するための基本的考え方（緊急保育対策等5か年事業）」を策定
平成11年	12月 「重点的に推進すべき少子化対策の具体的実施計画について」（新エンゼルプラン）を決定 ・低年齢児保育の拡大、地域子育て支援センターやファミリー・サポート・センターの整備等、平成16年度までの目標値を定める
平成14年	5月 少子化対策に関する総理指示 ・少子化の流れを変えるための実効性ある対策の検討を厚生労働大臣に指示 9月 「少子化対策プラスワン」を総理に報告
平成15年	3月 「次世代育成支援に関する当面の取組方針」の取りまとめ（少子化対策推進関係閣僚会議） 7月 次世代育成支援対策推進法および児童福祉法改正法の成立 7月 少子化社会対策基本法の成立
平成16年	6月 少子化社会対策大綱の決定 12月 子ども・子育て応援プラン（少子化社会対策会議）

平成17年	4月 次世代育成支援前期行動計画スタート
平成19年	12月 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章および仕事と生活の調和推進のための行動指針（仕事と生活の調査推進官民トップ会議） 12月 「子どもと家族を応援する日本」重点戦略（少子化社会対策会議）
平成20年	2月 新待機児童ゼロ作戦（厚生労働省） 5月 次世代育成支援のための新たな制度体系の設計に向けた基本的考え方（社会保障審議会少子化対策特別部会） 7月 仕事と生活の調和の実現に向け当面取り組むべき事項（仕事と生活の調和連携推進・評価部会、仕事と生活の調和関係省庁連携推進会議） 7月 5つの安心プラン ・未来を担う「子どもたち」を守り育てる社会を提示 12月 「児童福祉法等の一部を改正する法律」公布 ・乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業、小規模住居型児童養育事業等の法定化 12月 「新しい少子化社会対策大綱の案の作成方針について」（少子化社会対策会議）
平成22年	1月 「子ども・子育てビジョン」閣議決定 4月 次世代育成支援後期行動計画スタート
平成24年	8月 子ども・子育て関連3法成立
平成25年	6月 「少子化危機突破のための緊急対策」決定（少子化社会対策会議）「子育て支援」「働き方の改革」「結婚・妊娠・出産支援」の「三本の矢」 「待機児童解消加速化プラン」を安倍首相が発表
平成26年	4月 「次代の社会を担う子どもの健全な育成を図るための次世代育成支援対策推進法等の一部を改正する法律」公布 ・次世代育成支援対策推進法が平成37年3月31日までの10年間延長

#### (4) 桑名市におけるこれまでの取り組み

- 本市は、平成16年12月に旧桑名市、旧多度町および旧長島町が合併して現在の桑名市となりました。少子化対策に関しては、旧桑名市においては「桑名市子育て支援地域総合プラン」（平成13～19年度）を、旧長島町では「ながしま・子どもすこやかプラン」（平成13～17年度）を策定し、それぞれのプランに基づいて保育サービスの充実、母子保健事業の充実等、子育て支援策を推進してきました。
- 平成15年度には旧3市町が共同でニーズ調査を実施し、平成16年度には合併後の新市に対応した「桑名市次世代育成支援行動計画（前期行動計画）」を策定しました。
- 平成20年度には、次世代育成支援後期行動計画策定のために、桑名市次世代育成支援行動計画策定委員会を設置し、当該委員会の分科会における細部にわたる検討を経て、ニーズ調査を実施し、平成21年度には、平成22年度から平成26年度を計画期間とする「桑名市次世代育成支援後期行動計画」が策定されました。
- 前期行動計画がはじまった平成17年度からは、次世代育成支援行動計画を円滑に推進するため、事業の進捗状況の点検、評価および見直し等に関して協議を行う次世代育成支援対策地域推進協議会を設立しました。毎年度、計画の進捗状況をチェック

し進行管理を行うことはもとより、地域社会全体による子ども・子育て支援を念頭に、分科会において専門性の高い検討を行い、様々な提言を行ってきました。

- 次世代育成支援行動計画を具体化するにあたって、〈市民と行政との協働〉という本市における子ども・子育て支援のめざすべき方向性を施策・事業に結びつけるために、次世代育成支援対策地域推進協議会の果たしてきた役割は大きく、その役割は、桑名市子ども・子育て会議に継承されています。
- 桑名市民みんなで子育てを応援しよう、桑名市の子ども笑顔を守っていこう、桑名市の子どもを虐待から守ろうという趣旨で、平成25年7月に「子どもの笑顔を守るまち くわな～子どもを虐待から守る都市宣言～」を行いました。

#### (5) 桑名市子ども・子育て会議の設置

- 国では、子ども・子育て支援新制度における政策決定の過程に、子育てをしている当事者や様々な立場の方の意見を取り入れることができるよう「子ども・子育て会議」を設置しました（子ども・子育て支援法第72条）。
- 本市においても、子ども・子育て支援法第77条第1項に基づく「審議会その他の合議制の機関」として、平成25年7月に「桑名市子ども・子育て会議条例」を制定し、それに基づき「桑名市子ども・子育て会議」を設置しました。教育・保育施設、地域型保育事業の利用定員を定める際や、子ども・子育て支援事業計画を策定・変更する際は、この会議の意見を聴かなければならないとされています。

## 2 計画の位置づけ

### (1) 法的な位置づけ

- 本計画は、子ども・子育て支援法第61条第1項に基づく市町村子ども・子育て支援事業計画という位置づけを有し、同時に、次世代育成支援対策推進法第8条第1項に基づく市町村行動計画という位置づけもあわせて有しており、一体的に計画を策定するものです。

### (2) 他計画との関係

- この計画は、「桑名市総合計画」はもとより、「桑名市地域福祉計画」「桑名市障害者計画・障害者福祉計画」「桑名市健康づくり計画」などの本市の関連計画との調整を図りつつ策定し、推進します。

### 3 計画の期間

○ この計画の期間は、平成 27 年度～平成 31 年度の5年間とします。

＜計画期間＞

年 度	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36
桑名市子ども・子育て支援事業計画（仮称）	→					→ 次期計画				
					見直し					見直し

### 4 計画の策定体制と手法

#### (1) 策定体制

- 本計画の策定にあたっては、子どもの保護者、子ども・子育て支援に関する事業に従事する者、子ども・子育て支援に関し学識経験のある者、関係機関又は関係団体から推薦された者等20人以内で構成する「桑名市子ども・子育て会議」において、審議しました。
- また、「桑名市子ども・子育て会議」に分科会を設置し、専門的な視点や、グループワークによりきめ細かな検討により、施策の方向性等を検討しました。

#### (2) ニーズ調査の実施

- 計画策定に先立ち、小学校6年生以下の児童をもつ保護者を対象に実施しました。なお、この調査の調査項目については、桑名市子ども・子育て会議でご意見をいただきながら作成しました。

#### (3) ヒアリング調査およびワークショップの実施

- 子ども・子育て支援をめぐる地域の課題を把握し、市民と行政の協働による子ども・子育て支援の方策を考える場として各種団体等に対しヒアリング調査を実施するとともに、市民参加によるワークショップを行いました。

## 第2章 桑名市の子ども・子育て支援を取り巻く状況

### 1 人口や世帯等の状況

※人口や出生数の推移、世帯の状況、子ども数の推計などを表やグラフ等を用いて記述

### 2 子ども・子育て支援施策等の状況

※本市における子ども・子育て支援施策等の状況を記述

## 第3章 ニーズと課題

### 1 子ども・子育て支援に関するニーズ調査

※調査の概要と調査結果のまとめ等を記述

### 2 ヒアリング・ワークショップ

※ヒアリング・ワークショップの概要と結果のまとめを記述

### 3 課題のまとめ

※ニーズ調査、ヒアリング・ワークショップからみる課題をまとめたものを記述

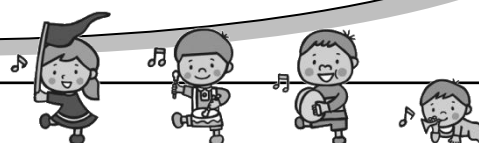


## 第4章 計画の基本的な枠組み

### 1 基本理念

#### 基本理念

つながろうみんなのチカラ！全国に誇れる「子育て桑名力」をめざして  
～すべては子どもの未来と子育ての安心・喜びのために～



#### 【基本理念の趣旨】

子どもは家庭の宝、社会の宝であり、未来の輝かしい桑名市をつくる力です。

すべての子どもが桑名に生まれ、育てよかったと実感でき、親が子育てに喜びや幸せを感じられるまちをめざします。

そのために、子どもたちがのびのびと活動でき、親が安心して子どもを産み育てられる環境づくりを市が中心となって進めていきます。

そして、こうした環境が整うには、市民一人ひとりが、子どもたちの未来と子育てに対する安心・喜びの実感を第一に考え、地域住民、学校、施設・事業所、企業、行政などが、子どもの育成や子育ては社会全体で取り組む重要な課題であるという認識のもと、ともに支え合い、協力・連携して活動することが必要不可欠です。

桑名市では、本市のめざす7つのビジョンのうちのひとつ「全員参加型市政」の取組みの一環として、市民をはじめとするすべての構成員が、「子どもの未来と子育ての安心・喜びのために」という共通の理念に沿って、協力・連携して全国に誇れる「子育て桑名力」をめざし、それぞれの力を結集して子ども・子育て支援の推進に努めていきます。

これらの取組みによって、「子育てをするなら桑名市へ」という認識を広げ、全国に発信できるまちをめざすとともに、桑名市のめざす7つのビジョンのうちのひとつ「子どもを3人育てられるまち」、少子高齢化に負けない元気なまちをめざしていきます。

## 2 施策の基本目標

- 基本理念の実現を目指して3つの施策の基本目標を設定し、その達成に向けて施策を展開することとします。

### 【施策の基本目標①】

- ・ 子どもが主人公！ここで生まれ育って良かったと思えるまちに

### 【施策の基本目標②】

- ・ 育てる側を育て支える！ここで子育てしたいと思えるまちに

### 【施策の基本目標③】

- ・ 地域の子育て力！ここで育ち合い、支え合えるまちに

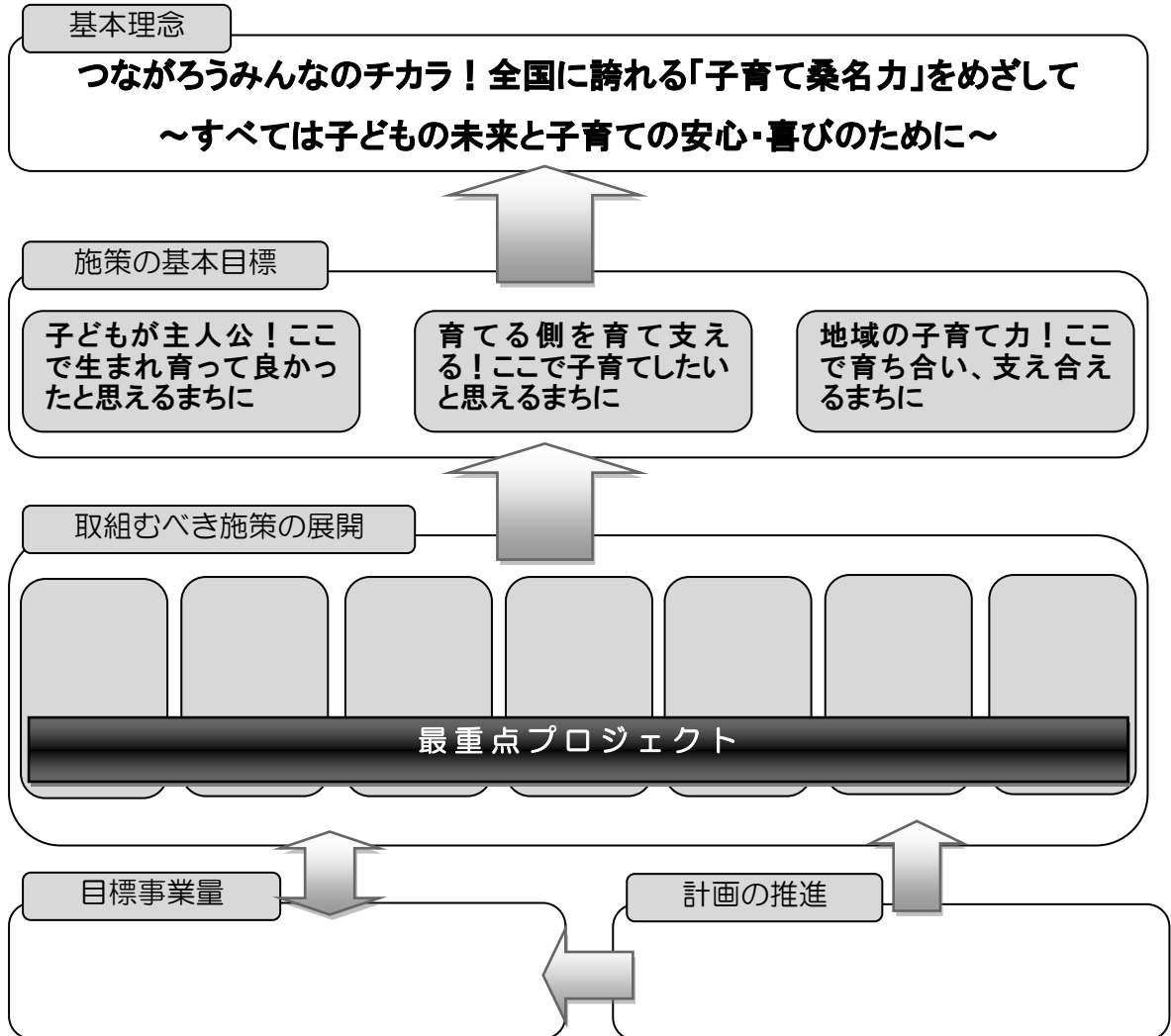
※施策の基本目標の概要説明、施策の方向性等を記述します。

## 3 最重点プロジェクト

※本計画の5年間で、最優先で取り組む施策を最重点プロジェクトとして設定します。

## 4 計画の体系

### (1) 計画の全体像



### (2) 施策の体系

※「施策の基本目標」と「施策の方向性」等との関連性を記述します。

## 第5章 取り組むべき施策の展開

- 基本理念の実現を目指して3つの施策の基本目標を設定し、その達成に向けて施策を展開することとします。

1 【施策の基本目標①】  
子どもが主人公！ここで生まれ育って良かったと思えるまちに

2 【施策の基本目標②】  
育てる側を育て支える！ここで子育てしたいと思えるまちに

3 【施策の基本目標③】  
地域の子育て力！ここで育ち合い、支え合えるまちに

※施策を一覧化するのではなく、計画期間中の5年間で、優先順位の高い各施策・事業を掲げて記載していく予定。

4 最重点プロジェクト

※本計画の5年間で、最優先で取り組む施策を最重点プロジェクトとして設定します。

## 第6章 目標事業量

※子ども・子育て支援法に基づき、就学前の教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の「量の見込み」「確保方策」等について記載します。

## 第7章 計画の推進

### 1 計画の推進体制

※市民、関係機関、行政との連携・協働により推進していく点等を記載します。

### 2 計画の管理体制

※計画の進捗状況を把握し、適切な計画の進行管理を行うため、桑名市子ども・子育て会議において報告・審議する点を記載します。

## 資料

※ニーズ調査の調査票、用語の解説等を記載します。